

令和元年度
第7回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和元年10月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和元年度第7回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和元年10月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和元年10月17日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年10月24日 14時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和元年10月24日 15時17分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	▲
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	▲	14	古川 美枝子	△
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	△
	9	菊田 健生	△	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号14 古川美枝子 14：32 着席 第3号議案より出席

遅延：議席番号18 石羽根正志 14：17 着席 第1号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 12番	立柳 優	議席番号 13番	高橋 由則
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（14時00分）

事務局（遠藤事務局長）

ご苦労様です。御起立をお願いします。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

それでは、農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏をご覧ください。憲章全文の朗読を議席番号15番 藤原純子 委員をお願いいたします。前文朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは藤原委員、よろしくをお願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

それでは本日、欠席となっております委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。欠席委員を報告いたします。議席番号4番 高橋正志 委員、11番 藤村勇三 委員、所用のため欠席となっております。また、14番 古川美枝子 委員が所用のため間に合えば出席、また、18番 石羽根正志 会長職務代理者が通院のため少し遅れての出席予定となります。以上、今のところ、4名の欠席となっております。以上で、出欠報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

それでは、会長、進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から令和元年度八幡平市農業委員会第7回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中14名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には12番 立柳優 委員と13番 高橋由則 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第7回総会の会期についてお諮りいたします。

第7回総会の会期は令和元年10月24日、1日間とすることにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山本会長)

異議なしと認めます。よって、令和元年度第7回総会の会期は、令和元年10月24日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長 (山本会長)

次に、事務局から第7回運営委員会報告を行います。

事務局 (立花事務局長補佐)

令和元年度第7回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開きください。

始めに報告及び連絡となります。次第のとおり2項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年10月以降の主な会議・行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。八幡平市賃借料情報についてとなります。内容について、事務局から説明を行いました。改めまして本日の第7回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。3項目の協議を行いました。協議事項の概要説明を致します。先ほどの続きとなります。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。協議を行った結果、11月11日(月)午前9時に決定となりました。

2項目め。令和元年度第7回総会についてとなります。本日の第7回総会の運営について協議を行い午後2時からの開催と決定されました。また、本日の開催日の変更についてご報告をいたします。当初は、10月25日(金)としておりましたが、大ホールが市役所健康福祉課で行う総合検診の会場となるということになっており使用できないということになり、運営委員会終了後ではございましたが、本日であります10月24日(木)に変更することということで運営委員の方々からご了承をいただき、本日の農業委員の皆様へ通知をしたところでございます。申し訳ございませんでした。次のページの左上となります。

3項目め。先進地視察研修の班編成についてとなります。第1回及び第2回の参加委員の割当について協議を行い班編成の案が決定をされましたが、改めまして本日の第7回農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

続きまして、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。次のページの左側中ほど、5情報提供等となります。

事務局から情報提供等は特になく、山本会長より当農業委員会からお知らせをしております賃借料情報に対する問い合わせの件で情報提供がございました。

今後でございますが同様な問い合わせが農業委員の皆様にも寄せられましたら、事務局に問い合わせを行なっていただくようご説明をお願いしたいと思います。

そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和元年度第7運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年10月24日運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「令和元年度第7回の運営委員会会議報告」につきまして、何か聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進めさせていただきます。次に、農地法に関する業務報告を行います。事務局をお願いします。

事務局（古川忠彦主事）

それでは、会議資料の7ページをご覧ください。

令和元年9月25日から令和元年10月23日までの業務報告をさせていただきます。

1) から7) までは各種処理を行った件数になっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。次に、8) の総会案件にかかる現地調査でございます。現地調査の調査日は10月16日の火曜日でございます。36件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、5番委員 國司功 委員、6番委員 大森直子 委員、9番委員 菊田健生 委員の3名でございます。また、事務局からは遠藤事務局長、高橋主事、私の3名が随行しております。後ほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無しという声、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件となっております。

申請番号1、松尾寄木第11地割55-3、畑、4,952㎡を含む35筆60,995㎡です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで譲渡人が世帯で牧草等を作付けしていた農地です。権利取得後は水稲及び野菜を作付予定とのことです。

申請番号2、大更第38地割165-8、山林、1,063㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は、これまで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、堀切第13地割99-1、田、630㎡を含む2筆1,713㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は、これまで別の農業者との賃貸借で牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については、3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を、議席番号5番 國司功 委員にお願いいたします。

5番（國司委員）

5番委員の國司です。

申請番号1番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約1.3kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が世帯で牧草などを作付していた農地です。権利取得後は水稲及び野菜を作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約4kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、西根第一中学校から南西へ約500mの地点です。売買による所

有権移転です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借で牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことでした。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

はい、松村委員。

16番（松村委員）

16番松村です。

1番なんですけれども、3ページ、4ページ目に、30万円ずつ2段に書かさってますけれども、これは、1ページ目30万、2ページ目30万ということでしょうか。

あともう一つ、これの2番ですけれども、登記地目が山林で現況地目が畑になっているんですけれども、これ買い取った後には、登記地目を変更するのでしょうか。そこら辺、教えてください。お願いします。

議長（山本会長）

ただ今の質問、対価の件と売買後の地目の変更についてのご質問がございました。事務局、お願いします。

事務局（高橋主事）

まず初めに、議案の3ページ、4ページの金額の件についてですが、申請番号1番の金額についてですが、全ての筆数35筆60,995㎡、全てで、30万円と言う意味で表示してありますので、すみません、分かりづらかったかもしれませんがよろしく願いいたします。続いて2つ目の、申請番号2番の大更の牧草の売買の件ですけれども、申請段階では登記地目、今現在、山林となっておりますけれども、次の段階まで、畑に替える等々の話まで聞いてなかったです。以上です。

議長（山本会長）

松村委員、はい。

16番（松村委員）

16番松村です。

それでは、このままでいってもよろしいのでしょうか。農地ではないですよね。農地カウントはされるんですか。登記地目が山林なのに山林に畑を作って、これは山に返しますということになれば畑地目じゃなくてもいいのか。ここら辺の整理の仕方はどういうふうにこっちで考えてたらいいいのか。現地確認なんかさ行けば畑の中に木が立っていると、もうこれは畑が山林化するなという感じなんですけど、もしかして登記地目が山だったかもしれないというところもあるわけで

すよね。そういうなところを現地確認のとき、はっきり分かるような形でそれを地図なりに落としてもらえればいいんですけども、そこら辺がはっきりしないとどっちで見たらいいのか、山林を畑にしてた

ら目をつぶってしまうか、畑が山林にしたらここはまずいんじゃないか、はたしてどっちにしたらいいのか、そこら辺をはっきりしてないと、これからの現地確認さ行ったときちょっと迷うかなど。ここだけ見でけろというなら、そこは農地だと思いますけど、そこら辺をまわって歩いたとき、なんかひっかかる所があると思うんで、そこら辺をはっきりさせてもらいたいです。今日、今すぐというわけではなくていいですので、こういう場合は畑として使うのであれば登記も畑にしてもらった方がいいですよとか、買い主さんに誘導といいますか。絶対やれというわけにはいかないと思うので、そこら辺は事務局さんの方でお願いできるのであれば、登記地目も現況地目も同じくしてもらったほうが楽かなと思います。よろしくお願いします。

議長（山本会長）

ただ今松村委員の質問に対しまして、2番の案件でございますけれども、これにつきましては、事務局に今後申請でただ今の意見を集約して検討させていただきます。

質疑・討論ございませんか。

事務局（遠藤事務局）

今の件について。

議長（山本会長）

ただ今の件、事務局より答弁させていただきます。

事務局（古川主事）

はい、事務局答えます。

農地法に関してですけれども現況主義となっております、地目が山林もしくは宅地であっても、現況が農地、畑使いしていれば農地法の縛りを受けるということで、農業委員会を必ず通す案件となっております。松村委員のおっしゃる通り地目の変更ですけれども、こちらは農地法で謳っていないですけど不動産登記法に謳っております、地目が現況の地目が変わった段階で法務局で地目変更をする事ということで不動産登記法に謳っております。事務局の方でも、一応、指導はしていきたいと思っております。以上です。

議長（山本会長）

その他、質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

6ページをご覧ください。今月は申請は2件となっております。

申請番号1、大更第22地割275、田、742㎡を含む2筆1,806㎡です。申請人は、水稻を主として、53,913㎡を耕作しており、取得した場合、水稻を作付するとのことです。営農状況は、トラクター・耕運機などを所有し、農業従事人数は3名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

申請番号2、大更第15地割45、田、329㎡を含む2筆2,197㎡です。申請人は、野菜を主として、51,657㎡を耕作しており、取得した場合、牧草を作付するとのことです。営農状況は、トラクター・田植機などを所有し、農業従事人数は4名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号5番 國司功 委員にお願いします。

5番（國司委員）

5番委員の國司です。

申請番号1番ですが、位置は、西根中学校から南へ約800mの地点です。申請者は、水稻を主として、農業をしており経営面積は、53,913㎡です。取得した場合、水稻を作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、大更小学校から南西へ約1.2kmの地点です。申請者は、野菜を

主として、農業をされており、経営面積は 51,657 m²です。取得した場合、牧草を作付予定とのこと
です。

申請人は、周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利
用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を入ります。
質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。この案件に
ついて、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 2 号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしま
した。

○議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』
を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 20 件となっております。

申請番号 1、平館第 8 地割 169 - 1、田、495 m²でございます。転用の目的は、使用貸借権の設
定による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅 1 棟、駐車場等が計画されております。

申請番号 2、帷子第 2 地割 39 - 1、畑、810 m²でございます。転用の目的は、親子間の贈与に
よる一般住宅の建設となっております。内容は、居宅 1 棟、駐車場等が計画されております。

申請番号 3、大更第 24 地割 64 - 3、畑、411 m²でございます。転用の目的は、売買による一般
住宅の建設となっております。内容は、居宅 1 棟、駐車場等が計画されております。

申請番号4、大更第25地割3-2、田、165㎡を含む2筆264㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場等が計画されております。なお、計画地には農地以外にも公衆用道路が含まれております。

申請番号5、松尾寄木第27地割13-1、田、1,267㎡でございます。転用の目的は、売買による貸家住宅の建設となっております。内容は、借家住宅3棟、駐車場等が計画されております。

申請番号6番から20番までは申請人及び事業内容が同一の為、一括で説明いたします。

申請番号6、平館第2地割272、田、918㎡を含む2筆2,003㎡でございます。

申請番号7、平館第2地割301、田、984㎡を含む5筆7,300㎡でございます。

申請番号8、平館第2地割297、田、888㎡を含む4筆3,749㎡でございます。

申請番号9、平館第1地割184、畑、5,652㎡を含む3筆7,652㎡でございます。

申請番号10、平館第2地割266、田、902㎡を含む6筆4,589㎡でございます。

なお、未相続農地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号11、平館第2地割84-1、畑、961㎡を含む5筆3,572㎡でございます。

申請番号12、平館第2地割275、田、1,187㎡を含む2筆2,345㎡でございます。

申請番号13、平館第2地割290、田、356㎡を含む3筆2,427㎡でございます。

申請番号14、平館第2地割277、田、1,174㎡を含む4筆4,023㎡でございます。

申請番号15、平館第2地割106-1、畑、8,183㎡を含む7筆12,094㎡でございます。

申請番号16、平館第1地割182、畑、8,832㎡を含む2筆17,118㎡でございます。

申請番号17、平館第2地割287、田、773㎡を含む3筆2,366㎡でございます。

申請番号18、平館第2地割293-1、田、385㎡を含む4筆2,767㎡でございます。

申請番号19、平館第2地割285、田、400㎡を含む2筆1,421㎡でございます。

申請番号20、平館第2地割274、田、1,161㎡でございます。

転用の目的は、最終処分場の建設となっております。

関係資料の3ページをご覧ください。各申請地の農地区分ですが、申請番号1番、2番、5番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3番は、市街地に近接した小団の農地で第2種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号4番は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となっております。

申請番号6番から20番ですが、こちらは平成30年10月25日開催の第6回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、平成31年1月31日付けで農用地から除外が決定しており、除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。転用許可条項においては、市街地に設置困難又は不適切な施設に該当することを確認しております。なお、申請番号6番から20番の事業につきましては、転用面積が4ヘクタール越えの案件となり農林水産省大臣協議案件となりますが、平成31年3月7日付けで農林水産省大臣と協議済みであることを報告させていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願

いします。

9 番（菊田委員）

はい、9 番委員の菊田です。では、報告いたします。

申請番号 1 番ですが、位置は、平館小学校から東へ約 500m の地点です。転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請人の祖母の所有地で通勤通学等の利便性が良いことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 2 番ですが、位置は、寺田小学校から東へ約 2.2 km の地点です。転用の目的は、親子間の贈与による一般住宅の建設です。現況は、畑で野菜を作付けしていた農地です。申請土地は、申請人の父の所有地で実家の隣地であることから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 3 番ですが、位置は、西根総合支所から南へ約 600m の地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、官公署に近く、利便性が良く、土地所有者と合意ができたことゆうことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は市街地に近接した小団地の農地で第 2 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 4 番ですが、位置は、大更小学校から北へ約 200m の地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、宅地として造成するのに適していることから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断され、転用許可条項においては、原則許可となっております。

申請番号 5 番ですが、位置は、寄木小学校から南へ約 500m の地点です。転用の目的は、売買による貸住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、地場建設会社に近く夫婦等の居住希望者が見込まれることから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 6 番から 20 番ですが、関連がありますので一括で説明いたします。位置は、市役所から北西へ約 2 km の地点です。転用の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の建設です。現況は、田及び畑として利用されておりました。申請土地は、県内 5 箇所の中から選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、転用許可条項においては、市街地に設置困難又は不適当な施設に該当することを確認いたしました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号17番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 高橋由則 委員の退席を求めます。

（13番 高橋由則 委員 退席）

議長（山本会長）

これより、申請番号17番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号17番の案件について採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号17番の案件については、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

ここで、議席番号13番 高橋由則 委員の着席を求めます。

（13番 高橋由則 委員 着席）

議長（山本会長）

これより、申請番号17番を除く議案第3号の質疑・討論を行いません。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 17 番を除く議案第 3 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 17 番を除く議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 16 ページをお開きください。今月の申請は 2 件となっております。関係資料の 8 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号 1、松尾寄木第 24 地割 24 - 2、畑、861 m²でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

申請番号 2、大沢 39-74、畑、29,093 m²を含む 6 筆 71,618 m²でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 9 番 菊田健生 委員にお願いします。

9 番（菊田委員）

はい、9 番委員の菊田です。

申請番号 1 番の位置は、寄木小学校から西へ約 900m の地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、申請人の父が農地法の許可が必要なことを知らず昭和 45 年頃に植林し山林化してしまったとのことでした。

申請番号 2 番の位置は、田山支所から北へ約 6 km の地点です。現況は、木が生い茂り山林化してお

りました。申請地は、平成元年に放牧事業を廃止したことにより、周囲と同様に山林化してしまったとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

ここで、3時まで休憩といたします。

（休憩）

事務局（遠藤事務局長）

会議の再開時間でございます。ご着席願います。

議長（山本会長）

会議の再開時間となりました。休憩前に引続き会議を再開いたします。ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかると意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかると意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の18ページをお開きお願いします。令和元年10月4日付で八幡平市長から意見を求められている案件は7件となっております。7件のうち6件は、農用地からの除外申請となっております。残り1件は用途変更の申請となっております。

申請番号1、大更第3地割109-1、雑種地、2,606㎡でございます。除外の目的は、太陽光パネルの設置となっております。

申請番号2、平館第29地割58-7、田、208㎡を含む2筆331㎡でございます。除外の目的は、一般住宅の建設となっております。

申請番号3、細野466-1の一部、畑、224㎡でございます。除外の目的は、一般住宅の建設となっております

申請番号4、平館第2地割176-1の一部、畑、2,477㎡でございます。除外の目的は、米倉庫の建設となっております。

申請番号5、長者前81、田、1,157㎡でございます。除外の目的は、林業用資材置場の建設となっております。なお、登記は田ですが、現況は畑として利用されておりました。

申請番号6、苗代澤国有林70林班2小班、30,100㎡を含む4筆91,320㎡でございます。除外の目的は、風車の建設となっております。

申請番号7、松尾寄木第5地割24-5、原野、24,378㎡を含む7筆57,275㎡となっております。こちらは用途変更となり、用途変更の目的は、鶏舎施設の建設となっております。

転用の可否になりますが、関係資料の9ページ及び10ページをご覧ください。

申請番号1番、6番、7番は登記及び現況が農地以外の地目であり、除外及び変更後は転用手続きを要しない案件となっております。

申請番号2番から5番は農振除外後10ha以上の一団の農地で、第1種農地となりますが、例外規定においては集落に接続して設置されることが確認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員にお願いします。

6番（大森委員）

6番委員大森です。

申請番号1番ですが、位置は大更小学校から東へ約1.6kmの地点です。農振除外の目的は、太陽光パネルの設置です。現況は、既に太陽光パネルが設置されておりました。申請地は、平成30年7月25日第153回農地部会にて適用外証明が許可されている土地で、農振除外後は転用手続きがないことを確認しております。

申請番号2番ですが、位置は八幡平総合運動公園から北へ約700mの地点です。農振除外の目的は、一般住宅の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていること

を確認いたしました。

申請番号3番ですが、位置はJR赤坂田駅から南へ約2.5kmの地点です。農振除外の目的は、一般住宅の建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号4番ですが、位置は市役所から北へ約700mの地点です。農振除外の目的は、米倉庫の建設です。現況は、畑として牧草を作付けしていた農地です。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号5番ですが、位置は田山支所から北へ約3.5kmの地点です。農振除外の目的は、林業用資材置場の建設です。現況は、畑として野菜を作付けしていた農地です。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号6番ですが、位置は田山支所から北へ約9kmの地点です。農振除外の目的は、風車の建設です。現況は、国有林として管理されておりました。申請地は、農林水産省の所有地であり、農振除外後は転用手続きがないことを確認しております。

申請番号7番ですが、位置は松尾八幡平インターチェンジから西へ約2.5kmの地点です。農振変更の目的は、鶏舎施設の建設です。現況は、既に鶏舎施設が建設されておりました。申請地は、農地地目以外の土地であり、農振変更後は転用手続きがないことを確認しております。

いずれの申請地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと、土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと、また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外及び用途変更はやむを得ないと判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。この本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかる意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

22ページをご覧ください。今月の申請は2件となっております。初めに賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第37地割299-1、田、1,613㎡を含む7筆7,364㎡です。

次に、所有権の移転です。

申請番号2、大更第40地割332、田、4,230㎡を含む2筆4,831㎡です。

申請地の明細については、下段の申請筆別明細をご覧ください。今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『令和元年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』

議長（山本会長）

次に、議案第7号『令和元年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』を議題とします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の9ページをお開き下さい。本日の議案となります。

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をいたします。総会資料15ページとなります。議案第7号資料、農業委員会等に関する法律抜粋となります。該当する条文に下線付きで表示しております。この条文により、市に対して意見の提出を行うものです。

令和元年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出についてご説明をいたします。総会資料10ページにお戻りください。別紙となります。

こちらは、市に対する意見書（案）となります。8月23日に開催しました第5回農業委員会議において、農業委員の皆様から意見書の原案について、ご審議をいただいておりますことから省略をさせていただき、議案の内容は意見項目の説明による提出とさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

次のページとなります。令和元年度八幡平市に対する意見提出について（案）、意見提出の趣旨。次のページをお開きください。

『1 経営所得安定対策について』。第1項目の文章の変更についてご説明をいたします。上から3行目となります。変更前は平成29年度の数値としておりましたが、平成30年度における八幡平市の担い手への利用集積率と、農地面積に占める数値に変更させていただくものです。なお、その他の変更はございません。

『2 中心となる経営体を認定農業者・認定就農者への誘導、集落営農の組織化や法人化への推進について』、『3 中山間地域等の収益力向上支援について』。次のページとなります。

『4 市農畜産物のPRについて』、『5 有機質堆肥需給ネットワークの構築について』、『6 農地中間管理機構の活用促進について』、『7 認定農業者の共同申請の促進について』。次のページをお開き下さい。

『8 親元就農者への支援について』、『9 関係機関・団体と連携した耕作放棄地発生の防止・解消活動に向けた取り組みについて』。第9項目の文章の変更についてご説明します。1行目となります。こちらも平成30年度における当市の耕作放棄地面積と、農地面積に占める数値に替えさせていただきます。第1項目の耕作放棄地面積と数値の表現を合わせるものであります。なお、その他の変更はございません。

『10 ロボットトラクタ等を利用するための基地局の設置について』。説明は以上となります。

ただ今の第7回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、11月6日、市に意見書を提出し要望活動を行うものとなります。

以上が『令和元年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』の議案となります。
ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第7号について、質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第7号『令和元年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（15時17分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただき、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第7回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年11月25日

会 長 _____

12 番 委 員 _____

13 番 委 員 _____

令和元年度

第7回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年10月24日（木）午後2時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第7回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 買受適格証明願に対する可否の決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 令和元年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について

6 閉 会